

# 元街小学校 P T A 「保護者と教職員の会」規約

令和5年5月改正

## 第1章 名 称

第1条 本会は横浜市立元街小学校P T A 「保護者と教職員の会」と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、次の諸項を目的とする。

- 1 家庭と学校の連携を密にし、児童の福祉を増進し、心身の健全な育成を図る。
- 2 会員相互の親睦を深め、協力する。
- 3 学校・地域の教育的環境の整備に努める。

## 第3章 方 針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会は非営利的・非宗派的・非政党的であって、本会の名においていかなる営利的企業を支持することも又他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者を推薦することもできない。

本会及び本会の役員は、その名において営利的、宗派的、政党的、その他本会本来の事業以外の活動を目的とする団体及び事業に、いかなる関係を持ってはならない。

第5条 本会は児童、青年の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関と協力する。

第6条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉を受けてはならない。

第7条 本会は教職員・校長及び教育委員会の委員と学校問題について討議し、またその活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や人事に干渉するものではない。

第8条 本会は、国及び地方公共団体の適正な教育予算の充実を期するために努力する。

第9条 本会は学校の財政的維持及び教職員の給与並びに生活費に関して、直接責任を負うものではない。

## 第4章 会 員

第10条 本会の会員になることのできる者は、本校に在籍する児童の保護者、学校に勤務する校長及び教職員とする。

会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

## 第5章 会 計

第11条 本会の経費は、会費、事業収入及び自発的な寄付金をもって支弁する。

会費の額及び資金獲得の種類を決定する場合、並びに会員又は外部の者に対して寄付を求める場合には、総会における無記名投票による多数決で承認を得なければならない。

第12条 会費は年額4000円とする。

第13条 本会の資産は、第2章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第14条 本会の会費年度は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役員の選出

第15条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 会長 1名 保護者
- 2 副会長 2名 保護者
- 3 書記 3名 教職員及び保護者
- 4 会計 3名 副校長・教職員及び保護者
- 5 会計監査 3名 保護者

役員の任期は2年とする。但し引き続き一期間だけは重任してもさしつかえない。

第16条 役員の選出及び紹介は次の通り行われる。

- 1 指名委員会をおく。
  - イ. 実行委員を除く保護者から、各学年より1名以上の学年代表を選出する。
  - ロ. 教員の中から副校長および互選により1名を選出する。
  - ハ. 指名委員の氏名は全会員に公示される。
- 2 指名委員において指名された役員は、会員の了承をもって確定する。
- 3 被指名者の発表は同意のもと、行われる。
- 4 教職員は被指名者になれない。

## 第7章 役員の資格及び責務

第17条 公職追放、教職追放及び制令第15号のいずれにも該当しない者で、児童・青少年を愛し民主主義と教育とに理解をもっている会員は、第6章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第18条 役員の任務は次の通りである。

- 1 会長は総会及び実行委員会を招集し、主宰する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理を務める。
- 3 書記は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録し、各種の会合について通知する。
- 4 会計は本会すべての金銭の収入、支出を正確に記録し、総会のつど収支を報告し、5月総会においては会計監査又は公認会計士の監査を経て決算報告をする。
- 5 会計監査はその年度の会計を監査し、結果を5月総会に報告する。

## 第8章 総会

第19条 定期総会は年度始めに開催する。

第20条 総会の詳細は一週間前に告示する。

第21条 総会の定足数は会員の5分の1とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。  
(委任制)

第22条 実行委員会が必要と認めた場合又は全会員の5分の1以上の要求のあった場合には、会長は随時総会を召集する。

## 第9章 実行委員会

- 第23条 1 実行委員会は本部役員、各委員会の委員長・副委員長からなる。  
2 年度計画及び年度予算を作成する。  
3 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。  
4 必要のある場合には特別委員会を設ける。  
5 その他会員より委任された事務を処理する。  
6 役員及び委員長に欠員を生じた場合は、それを補充する。但し、会長に欠員を生じた場合に限り、副会長が昇格する。
- 第24条 実行委員会の例会は、毎月1回開かれる。その他随時必要によって開かれる。
- 第25条 実行委員会は、委員の半数以上が出席しなければ成立しない。会長又は委員の半数以上が必要と認めた時は、臨時に会議を開くことができる。

## 第10章 委員会の選定

- 第26条 委員会には常任委員会・特別委員会・役員指名委員会の3つがある。
- 第27条 役員指名委員会及び会計監査委員会を除く各種委員会の委員長・副委員長は、役員及び校長の承認を得て会長が任命する。
- 第28条 役員指名委員会を除く各種委員会の委員は、それぞれ自薦、または他薦により本人の承認を得られた場合に選ばれる。決まらない場合は話し合い等で決められる。
- 第29条 常任委員会には、校外指導委員会、広報委員会、保健委員会、学年学級委員会がある。この他必要に応じ実行委員会により他の委員会をおくことができる。

## 第11章 委員会の任務

- 第30条 学年学級委員会は学年・学級の連絡、調整をはかり学年・学級の問題について協議し協力する。
- 第31条 校外指導委員会は、児童の校外生活から危険・非行化を除き、健全なものとするため指導し、関係機関と協力する。
- 第32条 広報委員会は、会員と学校側の意見を広く交換し、結びつきを深めるための広報紙を発行する。
- 第33条 保健委員会は、児童の健康向上のために諸企画をし協力する。
- 第34条 常任委員会及び特別委員会は、いかなる事業計画についても、実行委員会にはからなければならぬ。

## 第12章 個人情報の取扱い

- 第35条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的にPTA会員及び委員会名簿の個人情報データベースの取扱いについて定めるものとする。
- 第36条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第37条 本会における個人情報データベースの管理者はPTA会長とする。
- 第38条 本会における個人情報データベースの取扱者はPTA本部役員とする。
- 第39条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせるなど不当な目的に使用してはならない。  
また、その職を退いた後も同様とする。
- 第40条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。  
なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、秘密厳守を務める。

- 第41条 取得した個人情報、会員及び委員会名簿の作成、PTA活動の目的のみに利用する。
- 第42条 本会は、前条の規定により特定された利用目的の必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第43条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第44条 個人情報は、学校内にて適切な状態で保管することとする。持ち出す場合は、細心の注意を払い、適切に行うこととする。
- 第45条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- 第46条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第47条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。
- 第49条 本会は、PTA役員に対して個人データの取扱いに関する留意事項について、説明・指導を実施するものとする。
- 第50条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

### 第13章 改正

- 第51条 規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成投票により改正することができる。但し改正案の提案については、予め改正案を全会員に提示しておかなければならない。その内容は、次回総会において改正することができる。

### 第14章 付則

- 第52条 本規約は平成15年4月1日一部改正実施する。
- 第53条 本規約は平成19年6月1日一部改正実施する。
- 第54条 本規約は平成20年6月1日一部改正実施する。
- 第55条 本規約は平成26年4月1日一部改正実施する。
- 第56条 本規約は平成29年5月30日一部改正実施する。
- 第57条 本規約は令和2年8月18日一部改正実施する。
- 第58条 本規約は令和3年3月8日一部改正実施する。
- 第59条 本規約は令和4年3月11日一部改正実施する。
- 第60条 本規約は令和5年3月6日一部改正実施する。
- 第61条 本規約は令和5年5月27日一部改正実施する。